

第2章 この計画の基本的な考え方

基本理念と基本目標

基本理念

手をつなごう 誰もが安心していきいきと
心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり

基本目標1 市民相互の支え合い(共助)の促進

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進

基本目標2 公的な相談支援(公助)と共助との協働の推進

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

(2) 協働による地域生活支援の充実

(1) 基本理念の設定

地域福祉を推進する理想的なまちづくりの姿を、その主体となる市民とそれを支援する市と市社協が共有できるよう、「基本理念」を上記のように定めます。

市民同士、市民と市・市社協等とさまざまな地域福祉を担う関係者が互いに「手をつなぎ」、支援を必要とする人はもとより、「誰もが」、孤立してしまうことなどがなく、「安心していきいきと心豊かに暮らせるまち」を市民が「主役」となってつくりていきましょう。



(2) 基本目標の設定

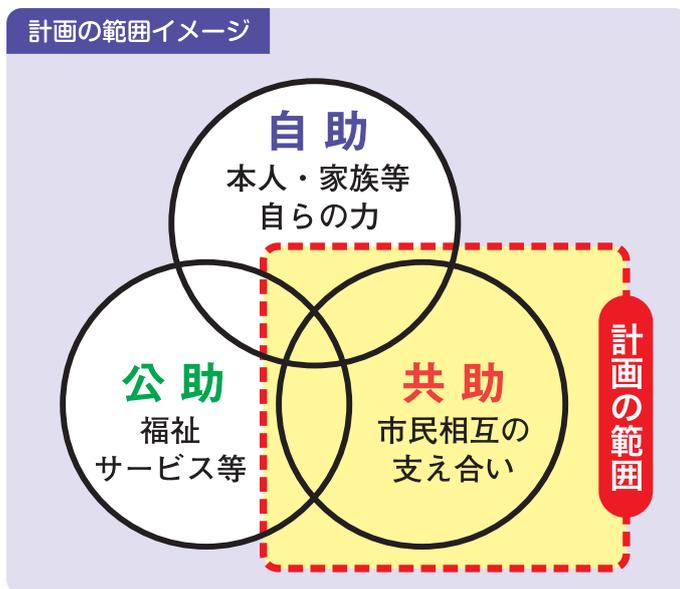
① 市と市社協の立場で取り組むべきこと

支援を必要とする地域住民が「地域社会を構成する一員」として暮らしていく(社会福祉法第4条「地域福祉の推進」(※4ページ参照)ためには、本人・家族等の自らの力(=自助)、市民相互の支え合い(=共助)、福祉サービスなどの公的な援助(=公助)が必要です。

この3つの領域を前提として、市と市社協が地域福祉を推進するために「取り組むべきこと」は、まず第一に、共助を強めていくことと考え、「基本目標1 市民相互の支え合い(共助)の促進」を設定します。

第二に、公助を担う市と市社協が、共助との協働を推進していくことも重要であることから、「基本目標2 公的な相談支援(公助)と共助との協働の推進」を設定します。

計画の範囲イメージ



基本目標の設定

市と市社協の立場で取り組むべきこと

基本目標 1

市民相互の支え合い(共助)の促進

基本目標 2

公的な相談支援(公助)と共助との協働の推進

公助の充実を図る市の取り組みについて

市は、公助を担う主体として、その充実を図る福祉事業等に関する個別の計画等をこの計画とは別に定めます(※6ページ参照)。

地域福祉推進における市社協の立場について

この計画において、市社協は共助の担い手ではなく、地域福祉の推進を目的とする団体と整理することとします(※7ページ参照)。

② 基本目標1, 2の小目標の設定

市と市社協が、基本理念に基づいて「共助の促進（基本目標1）」及び「公助と共助との協働の推進（基本目標2）」を図るため、以下のように小目標を設定します。

基本目標1 「市民相互の支え合い（共助）の促進」

(1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

支援を必要とする人を中心として、全ての市民が身近な地域で「お互いさま」の気持ちで支え合いを実践できるよう、市と市社協は施策事業を実施します。

(2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進

より積極的に「支え合いたい」と想う市民が、ボランティア・NPO等の活動に参加する等の行動に移していけるよう、市と市社協は施策事業を実施します。

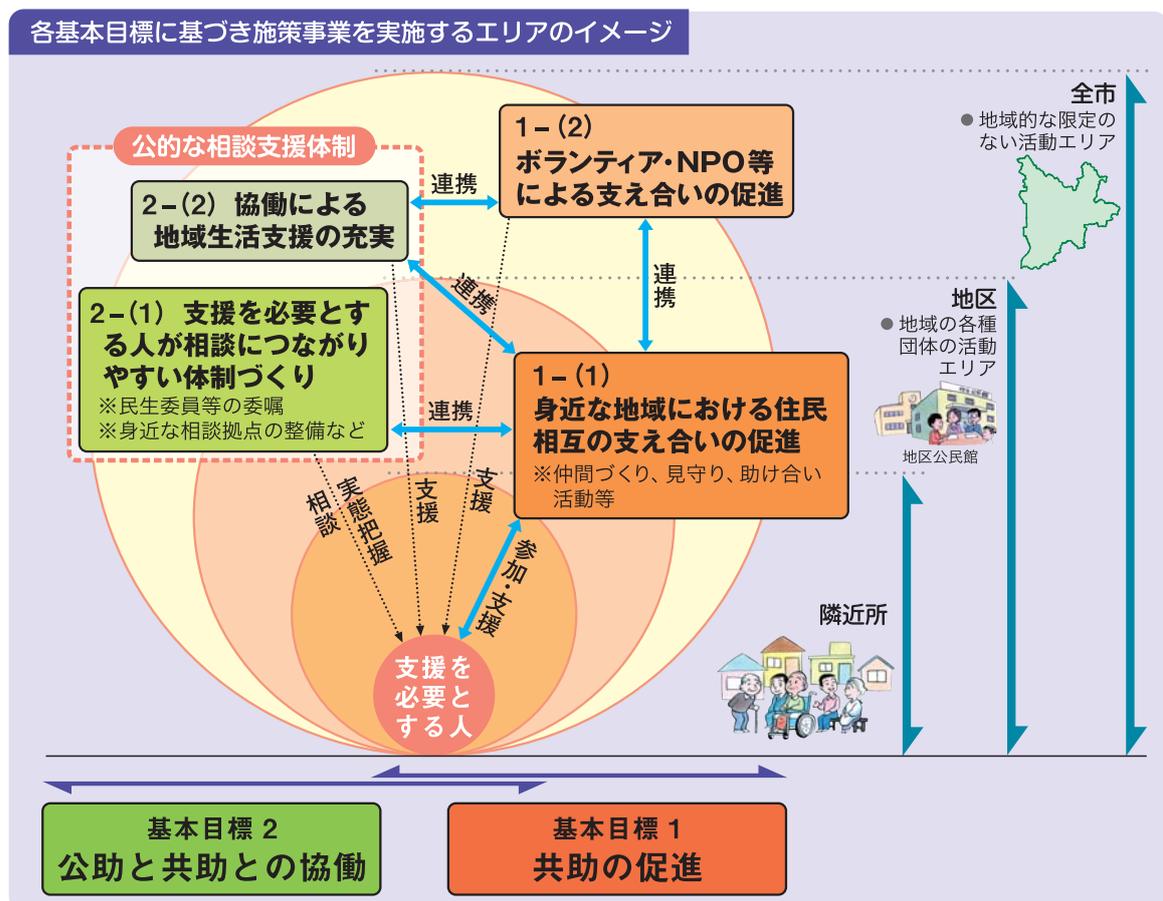
基本目標2 「公的な相談支援（公助）と共助との協働の推進」

(1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり

見守り活動等の身近な地域の支え合い（共助）と協働し、支援を必要とする人が公助にも着実につながるよう市と市社協は施策事業を実施します。

(2) 協働による地域生活支援の充実

支援を必要とする人の孤独感の解消や生きがいの増進など公的な支援によっては応えにくい生活支援ニーズにも応えていくことで、身近な地域における仲間づくりや手助け活動やボランティア・NPO等による共助と協働し、いきいきと心豊かに地域生活が営めるよう市と市社協は施策事業を実施します。

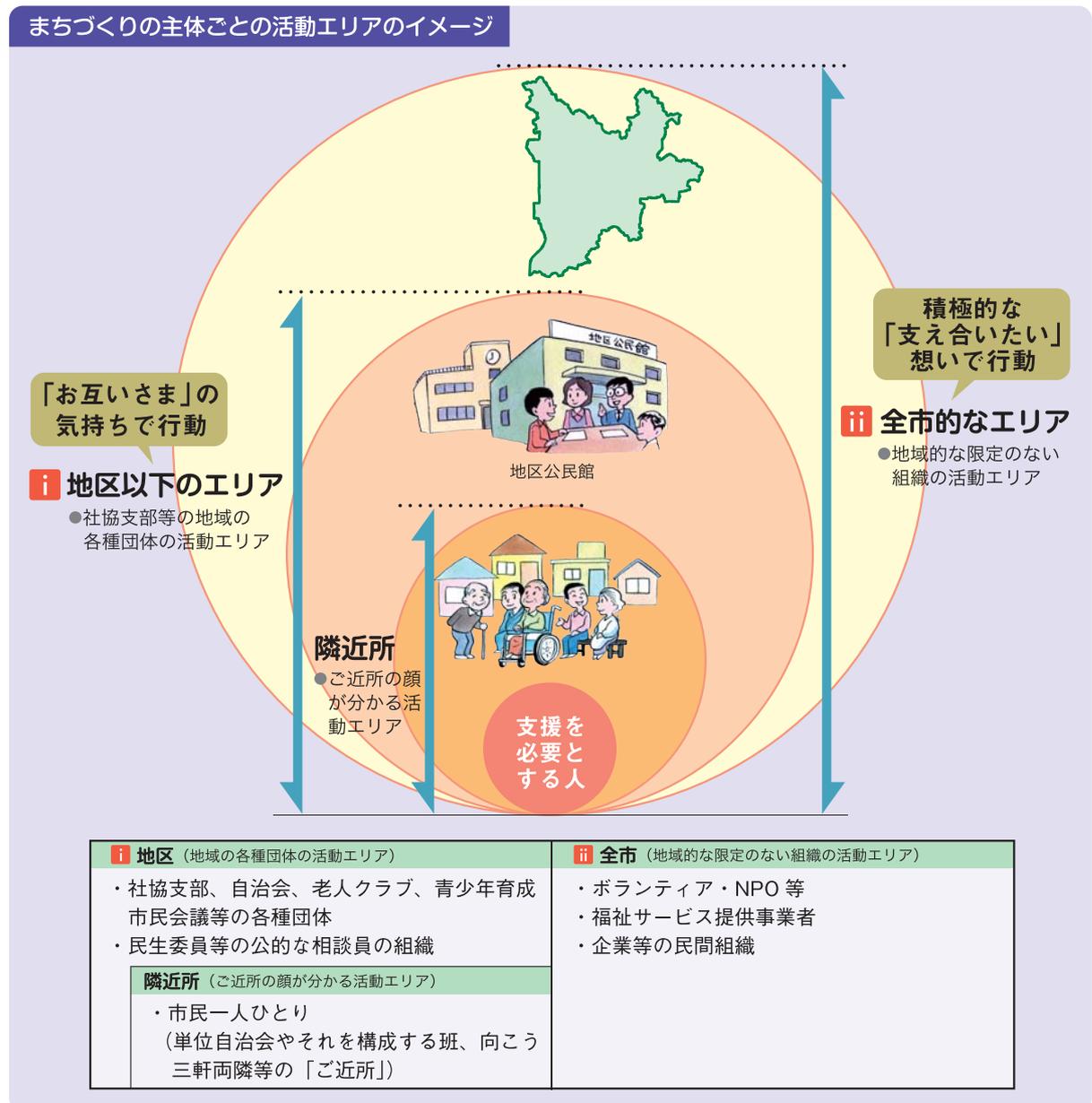


2 まちづくりの主体像

基本理念の「市民が主役のまちづくり」は以下 **i** **ii** 及び次ページに掲げるような、市民の主体的な姿を期待するものです。

- i** 地区以下のエリア（身近な地域）における、「市民一人ひとり」が「お互いさま」の気持ちをもってする日頃の行動や、「地域住民組織」、「民生委員等の公的な相談支援を担う市民」の地域福祉活動に取り組む姿
- ii** 全市的な（地域的な限定のない）エリアにおける、より積極的に支え合いたいという想いで参画する「ボランティア・NPO等」、「福祉サービス提供事業者」、「企業等の民間組織」の地域福祉活動に取り組む姿

まちづくりの主体ごとの活動エリアのイメージ



「地区」について

本市においては、自治会連合会地区（50地区）の単位で社協支部等の地域の各種団体が組織され、多くの場合に住民組織活動の基本的な単位となっていることから、本計画においても、「地区以下のエリア」を「身近な地域」とします。

i 地区以下のエリア（身近な地域）の主体像

● 隣近所（ご近所の顔がわかるエリア）

市民一人ひとり

- 自らの生活の自立・維持向上に努めましょう。
- 個人や家庭の努力では解決できない場合には、自分だけの問題とは考えず周囲に助けを求めましょう。
- 「お互いさま」の気持をもって隣近所（向こう三軒両隣などの顔の見えるエリア）に住む人同士、互いに思いやり、あいさつや声かけを実践するとともに、ときにはご近所同士で「自分たちでできること」を話し合うなどして、見守り・助け合える関係を築いていくよう心がけ、行動しましょう。

● 地区エリア（地域の各種団体の活動エリア）

地域住民組織（社協支部、自治会、老人クラブ、青少年育成市民会議など）

- 地域住民の生活を最も身近に支える組織として互いに連携し合ひましょう。
- より多くの住民が関与・参加し、相互に絆を深め合える場を創出しましょう。
- 社協支部は、「身近な地域における福祉活動の実践・推進母体」として中核的な役割を果たしましょう。

民生委員等の公的な相談支援を担う市民

- 社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じ、支援につなげましょう。
- 社協支部や自治会等の地域住民組織と連携協力しながら活動しましょう。

ii 全市的な（地域的な限定のない）エリアの主体像

ボランティア・NPO等

- 社会貢献意欲、自己実現意欲を生かした市民相互の支え合いの場を創出しましょう。
- 多様化・増大している生活支援ニーズに専門的に、柔軟に対応しましょう。
- 支援を必要とする人を中心として地域住民組織や他の主体と連携協力しながら活動しましょう。

福祉サービス提供事業者

- 福祉事業者としての拠点・人材・ノウハウを生かして、市民の自発的な福祉活動と協働して支援しましょう。
- 業種の枠組みを越えて、地域福祉の推進に努めましょう。

企業等の民間組織

- 組織体として地元の地域福祉活動に参画しましょう。
- 社員・従業員等に、地域福祉活動に参加する「きっかけ」を提供しましょう。

3 地域ごとの状況に応じた施策展開

(1) 強化されることが望ましい地域の支え合い機能

この計画では、地域福祉を推進していく上では、以下のような、「地域の支え合い機能（「仲間づくり」「課題発見」「見守り」「助け合い）」を高めていくことがとりわけ重要であると考えます。

「仲間づくり」機能	互いに知り合い交流し、仲間意識を醸成していく機能
「課題発見」機能	地域の福祉課題に気づき、住民間で共有し、解決へ向けた行動を誘発していく機能
「見守り」機能	お互いに関心を持ち合い、異変に気づくことができる機能
「助け合い」機能	「お互いさま」の気持ちで手助けしたり、手を貸してほしいと頼まれたときや、困難を抱える人の存在に気付いたときに緊急的な対応をする機能

この計画においては、これら4機能が強化されることを主目的とする地域福祉活動の活発化が図られるよう、またこれらを第一義的な目的としない地域の親睦行事や自治会総会、個々人の日常行動等においても、これらの機能が発揮される要素の充実が図られるよう施策事業を定めます。

支え合い機能強化のイメージ

既存の活動	地域支援の方向性	期待される成果
地域福祉活動	拡充・発展	地域の要支援者に対する活動の展開
地域行事・ 個人の日常行動 (地域福祉活動以外)	福祉的な 意味合いを付加	支え合い4機能の 充実

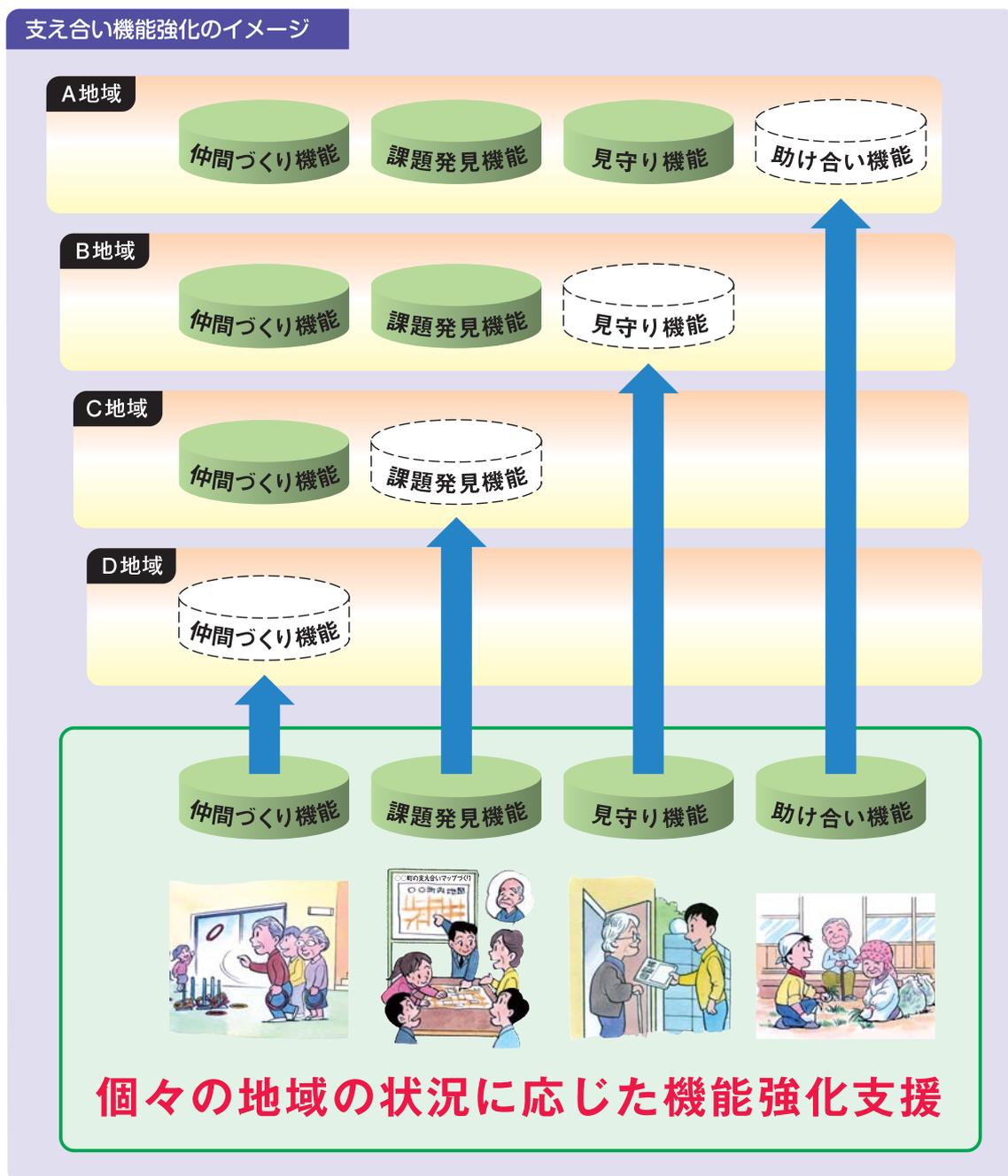
●支え合い4機能と地域活動例

	「仲間づくり」 機能	「課題発見」 機能	「見守り」 機能	「助け合い」 機能
地域福祉活動(例)	●ふれあい・いきいきサロン ●サークル活動など	●支え合いマップづくり ●社協支部総会等における福祉課題検討など	●見守り活動 ●訪問活動など	●手助け活動 ●生活支援ボランティア活動など
地域行事・個人の日常行動(例)	●親睦行事	●自治会総会の際の話し合い	●安否について関心を持ち合う	●気が付いたときの声掛け

(2) 個々の地域の状況に応じた支え合い機能強化支援

地域の課題、実施されている活動や住民意識等は地域ごとに様々であることから、強化されることが望ましい機能も地域ごとに異なっています。

この計画においては、地域ごとに最適な支援ができるよう施策事業を定めます。



4 この計画を推進する市と市社協の役割分担

市は、住民福祉の増進を図る行政を総合的に実施する地方公共団体であり(地方自治法第1条の2第1項)、そのような総合行政の一環として「地域福祉の推進」を図るための「市町村地域福祉計画(社会福祉法第107条(5)ページ参照)」を策定・実施する主体です。また、市社協は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体(社会福祉法第109条(6)ページ参照)」として設立された社会福祉法人です。このような立場の違いを踏まえながら、下の表に表すように、市と市社協は役割分担のもと、この計画を推進していきます。

市は、市社協が中核的な役割を果たすことを前提としながら、共助活動の基盤となる制度や仕組みづくり、共助活動と協働することによって公助の充実を図れる体制づくりを推進します。

市社協は、50地区の社協支部及びボランティアセンターを核に、市民が主体的に取り組む活動に密接に関与しながら、その活動の充実を図られるよう支援します。

市・市社協の役割分担

基本目標	市	市社協
1 市民相互の支え合い(共助)の促進 (1) 身近な地域における住民相互の支え合いの促進 (2) ボランティア・NPO等による支え合いの促進	市社協が中核的な役割を果たすことを前提として、活動の基盤となる制度・しくみづくりを推進	(1) 各地域の社協支部が身近な地域の支え合い活動の実践・推進母体として十分な役割を果たせるよう支援 (2) ボランティアセンターを核として、市民の自発活動を支援
2 公的な相談支援(公助)と共助との協働の推進 (1) 支援を必要とする人が相談につながりやすい体制づくり (2) 協働による地域生活支援の充実	共助活動と協働することにより相談支援の充実を図れる体制の整備	共助活動の充実及び市との連携調整

※地方自治法抜粋

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

